

釧路市タクシー事業者経営持続化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の日常的な移動手段を確保するため、新型コロナウイルス感染症の流行による移動需要の減少により、経営に大きな影響を受けているタクシー事業者が行う経営持続化に資する高度化、利便増進及び利用喚起のために実施する取組に対して市が交付する釧路市タクシー事業者経営持続化支援事業補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてタクシー事業者とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、法第4条の許可を受け、釧路市内に本店（個人事業者においては住所）又は法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所を置く法人及び個人のタクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く。）とする。ただし、次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、令和3年4月1日から令和4年2月10日までの間に行う、次の各号に掲げる事業の実施に要する経費とする。ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税相当部分については、補助対象としないものとする。

- (1) 高度化事業 新型コロナウイルス感染症の収束後の経営持続化に資する、システムの高性能化や環境性能に配慮した機器の導入、業務の効率化等に関する事業
- (2) 利便増進事業 利用者の待ち時間の短縮や分かりやすい予約方法の導入、多様な決済手段への対応など、利用者の利便性向上を図るサービスの導入に関する事業
- (3) 利用喚起事業 新型コロナウイルス感染症の影響により低下した観光需要の回復のため、タクシー利用を促す事業

2 前項の規定にかかわらず、他の補助事業により補助金等の交付を受けた場合は、当該補助金の額を控除した額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 法人事業者 100万円

(2) 個人事業者 10万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、釧路市タクシー事業者経営持続化支援補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、釧路市タクシー事業者経営持続化支援補助金交付決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付決定に係る条件を付することができる。

(交付決定の変更の申請)

第8条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ釧路市タクシー事業者経営持続化支援補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の額を変更するとき。ただし、交付決定額に影響を与えない変更の場合を除く。

(2) 交付対象事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 交付目的達成のために事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合

(3) 交付対象事業を取下げ又は中止するとき。

(交付決定の変更及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、釧路市タクシー事業者経営持続化支援補助金変更等承認書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の変更承認に係る条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後1か月以内に釧路市タクシー事業者経営持続化支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業決算書

(2) 領収書等支出した額が確認できる書類

(3) 事業の完了を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、釧路市タクシー事業者経営持続化支援補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助対象事業者は、市長から補助金の支給を受けようとするときは、釧路市タクシー事業者経営持続化支援補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合には、その旨を釧路市タクシー事業者経営持続化支援補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、当該補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを行った場合は、当該取り消した部分に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助対象事業者は、補助事業により取得した単価50万円以上の財産について、市長の承認を受けずに交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供しようとする場合又は総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)第8条に規定する期間内に廃棄してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ釧路市タクシー事業者経営持続化支援補助金財産処分承認申請書(様式第9号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることとする。

(帳簿等の保存)

第16条 補助対象事業者は、補助事業に関する書類、帳簿等を備え、当該補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。